

学習コンテンツのネット公開における権利関係

—日中韓の比較検討を通して—

児玉 晴男

独立行政法人 メディア教育開発センター/
国立大学法人 総合研究大学院大学

あらまし 学習コンテンツのネット公開は、東アジアにおいても展開を見せている。ここで考慮されなければならないことは、学習コンテンツの創造、保護および活用に関する著作権者の権利と **copyright** との関係である。その関係とは、学習コンテンツのネット公開における権利の帰属を明確にすることにある。本稿は、日本、中華人民共和国、大韓民国の著作権制度との比較検討から、学習コンテンツのネット公開における大学、大学教員および制作者の権利関係を考察する。

Rights Relation in Net-Publication of Learning Objects

—Through the Comparative Study of Japan,
the People's Republic of China
and the Republic of Korea—

HARUO KODAMA

National Institute of Multimedia Education/
The Graduate University for Advanced Studies

Abstract Net-publication of learning objects is also expanding at East Asia. So it is important to consider a relation between author's rights and copyrights about creation, protection and utilization of learning objects. The relation is to make ownership of the rights about net-publication of learning contents clear. This paper considers a relation of the rights between a university, a professor and a producer about net-publication of learning objects from comparative study with Law on Copyrights and Related Rights in Japan, the People's Republic of China and the Republic of Korea.

1. はじめに

e-Learning 環境と著作権制度の関係は、学習コンテンツの流通・利用がコンテンツと情報システムとが一体化した形態として想定できる。著作権法におけるコンテンツと情報システムとの一体化の意味は、著作物と著作物を伝達（送信）する行為とが融

合したものに他ならない。それは、情報または情報通信の本来の意味するものであり、著作権法で保護する対象に適合する。このとき、学習コンテンツの流通・利用における権利管理の面から、学習コンテンツに関する権利の帰属が明確になっていなければならない。

このような e-Learning 環境の権利管理

において問題になるのは、著作権が **copyright** に英訳されるとしても、その関係がそのまま一対一に対応づけられるわけではないことである。著作権と **copyright** との合理的な関係は、著作権が著作者の経済的権利 (**economic right**) としての **copyright** と単純に置き換えられえないことを意味している¹。すなわち、著作権と **copyright** との合理的な関係は、著作者の人格的権利 (**moral right**) を含めた著作権制度の全体包括的な比較対照を通して検討されなければならない。その検討は、著作権を **copyright** と英訳する場合だけでなく、漢字表記される東アジアにおける著作権についてもいえることである²。すなわち、漢字圏の日本、中華人民共和国、大韓民国において、著作権の法理は狭義（漢字表記）においても同一ではない。

本稿は、日本・中華人民共和国・大韓民国における著作権 (**copyright**) の構造の分析³をもとに、日本・中華人民共和国・大韓民国の学習コンテンツの権利の大学、大学教員、制作者における権利の帰属の関係に関して、各国の著作権制度の比較法研究から検討する⁴。

¹著作権と **copyright** は日英の翻訳関係である。なお、福沢諭吉は、**copyright** を版權と訳している。ここに、版權と著作権は、**copyright** がともに翻訳語となる。ただし、わが国の現行著作権法において、版權は法律用語としては使用しえない。ところが、中華人民共和国では、法律用語として「著作権」と「版權」は同義語である（中華人民共和国著作権法 56 条）。

²中華人民共和国著作権法は、著作権に人格的権利と経済的権利が含まれる（中華人民共和国著作権法 10 条）。また、大韓民国著作権法は、わが国の著作権法と同様に、著作者の権利が人格的権利と経済的権利から構成される。

³児玉晴男、「日中韓と日米欧における著作権 (**copyright**) の構造論」、『紋谷暢男教授古稀記念論文集—知的財産権法と競争法の現代的展開—』、633～648 頁（発明協会、2006 年 8 月）。

⁴児玉晴男、「東アジアにおける e-Learning と著作権に関する比較法研究」、『2006 年度大川情

2. e-Learning 政策と学習コンテンツの権利の関係に関する課題

e-Learning においてコンテンツ産業の振興の観点からはビジネスモデルの構築がうたわれる一方、e-Learning の推進のための権利処理のあり方についての検討を促している⁵。ここには、学習コンテンツにおいても、保護と利用、すなわち権利保護規定と権利制限規定において、著作権制度の国際比較が要請される。

ここで、日本・中華人民共和国・大韓民国の著作権制度を英語の文献で比較調査していくときには、そこに差異が顕在化しないこともありえよう。ただし、ここで忘れてはならないことは、東アジアの日本・中華人民共和国・大韓民国が漢字圏であるといえることである。法を英訳すると **law** になり、**law** は「真理を追求する」という意味をもつ。ところが、法(旧漢字)は、「一角獣（空想上の動物）が真っ直ぐでない物をその角で除いて水面のように平らにして公平を保つ」⁶という意味をもつ。この法(旧漢字)の意味の説明は、中華人民共和国の大学の法学院（法学部）1 年生の法理学の講義で最初になされるという。また、日本・中華人民共和国・大韓民国で著作権等の経済的権利を英語表記すると、同じく **copyright** になり共通の意味となる。しかし、漢字表記の場合は、漢字の構成上の違いにより、意味が異なることが生じうる⁷。

わが国では、IT を活用した教育の推進

報通信基金研究助成研究報告書』（2007 年 10 月）。

⁵知的財産戦略本部、『知的財産推進計画 2008—世界を睨んだ知財戦略の強化—』、86 頁、90～91 頁（2008 年 6 月 18 日）。大韓民国では、「eラーニング産業発展法」が施行されている。

⁶法(旧漢字)の意味は、山東大学法学院の肖金明教授に伺った。

⁷著作者の権利は、著作人格権と著作財産権と漢字表記される（大韓民国著作権法 10 条）。

を政策目標に掲げ⁸、ICTを活用した大学教員の教育力向上・教材開発や国内外の学習コンテンツの情報収集・発信を支援するとしている⁹。また、日本・大韓民国・中華人民共和国の間では、同一の意味を持つ漢字 5000 字を選択する研究が進行しており、日本・大韓民国・中華人民共和国のオープンソース (open source) の問題、質の高いコンテンツの多様性、著作権の範囲をどこまでにするかなどの調整が今後の e-Learning の活性化の鍵を握っているという施策がある¹⁰。

3. 日本・中華人民共和国・大韓民国における学習コンテンツの権利の関係

マサチューセッツ工科大学 (MIT) のオープンコースウェア (OpenCourseWare : OCW) プロジェクト¹¹が、学習コンテンツのネット公開における世界的な展開としてある。この学習コンテンツ (OCW) はオープンコンテンツであるが、OCW をネット公開するにあたって、著作権処理が困難な課題としてあげられている¹²。ここに、オープンコンテンツにおいても、大学と大学教員および制作者との間の権利の関係が明確にされる必要がある。

学習コンテンツに関する権利の関係は、著作物の創作に留まるものではなく、著作物を伝達する行為に及ぶ¹³。さらに、学習コンテンツは、ネットで公表・出版 (発

行) される対象になる¹⁴。したがって、学習コンテンツの権利の関係は、学習コンテンツ自体だけを検討すればすべてが完了するわけではなく、学習コンテンツの伝達や制作に関して生じる権利の関係の検討も加える必要がある¹⁵。

なお、わが国の知的財産政策において、コモンズの自主的な取組みを促進することがうたわれている¹⁶。ここで、想定しているのが (Creative Commons) ¹⁷である。そして、MIT OCW の権利の関係は、クリエイティブ・コモンズの契約条項による。そして、MIT OCW の使用条件では、MIT OCW の著作権の関係は MIT と大学教員との間の単純な関係になる。ただし、この関係は、アメリカ連邦著作権制度の中での了解事項といえる。ここで想定される問題は、クリエイティブ・コモンズの契約条項がアメリカ連邦著作権制度における法解釈と、各国の著作権制度における法解釈との間に差異があることである。

MIT OCW プロジェクトが東アジアに展開される中で、以下では、日本・中華人民共和国・大韓民国における学習コンテンツの大学と大学教員および制作者との間の権利の関係の状況と、それら権利の関係が各国の著作権制度との合理性から検討を行う。

3.1 わが国における学習コンテンツの権利の関係

わが国の学習コンテンツのネット公開に関しては、日本オープンコースウェア・コンソーシアム (Japan Opencourseware

⁸ IT 戦略本部、「IT 政策ロードマップ」(2008 年 6 月 11 日)21 頁。

⁹ 『教育振興基本計画』(2008 年 7 月 1 日)、29 頁。

¹⁰ 朝鮮日報、「韓・中・日・台湾“漢字統一”国際漢字会議—常用標準 5000 余字を作ることに」(2007 年 11 月 3 日)。

¹¹ <http://ocw.mit.edu/OcwWeb/web/home/home/index.htm>

¹² Farnaz Haghseta, “MIT OpenCourseWare : A New Model for Open Sharing”, NIME International Symposium 2004 (e-Learning in Higher Education : Conditions for Success), pp.125-131 (2004).

¹³ 日本著作権法 1 条。

¹⁴ 日本著作権法 4 条。

¹⁵ 日本著作権法 79 条、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律 2 条。

¹⁶ 知的財産戦略本部、『知的財産推進計画 2008—世界を睨んだ知財戦略の強化—』、74 頁 (2008 年 6 月 18 日)。

¹⁷ ローレンス・レッシング、「自由な文化に向けて、クリエイティブ・コモンズ」、『デジタル時代の知的財産権』、9~30 頁 (NTT 出版、2005)。

Consortium : JOCW) ¹⁸ が組織され、JOCW もクリエイティブ・コモンズの契約条項によりネット公開されている。そして、JOCW でも、大学とコース開発の大学教員に著作権の関係を明記するものがある¹⁹。たとえば東京大学 OCW の使用条件は、MIT OCW の使用条件の直訳といえるものになっている。すなわち、それは、MIT OCW の商用利用にあつて許諾を得なければならない者として大学とコース開発の大学教員とする条項が東京大学 OCW の使用条件に同様に見られることになる。

また、早稲田大学は、JOCW に参加しているものの、その中で積極的なオープンコンテンツをネット公開している状況にあるとはいえない。それは、大学教員と大学との権利の関係に関する認識の差異による問題が影響している。なお、早稲田大学人間科学部[e スクール]がサイバー大学として2003年に開学している。この学習コンテンツの権利の関係は、大学教員と大学が等しい性質の権利を有するという。なお、早稲田大学人間科学部[e スクール]の学習コンテンツは、早稲田大学ラーニングスクウェア株式会社が制作し配信している。

このケースに類似するものとして、金沢大学総合メディア基盤センター（金沢大学 ICT 教育推進）の学習コンテンツの開発に関するものがある。その学習コンテンツの権利の関係は、大学教員（著作者）の著作権を大学に譲渡し、大学教員（著作者）の著作者人格権は不行使特約を付している。この権利の関係は理工系の学術論文と学協会との関係を踏襲している。そして、その学習コンテンツは、金沢電子出版株式会社によって販売される対象になる。

また、熊本大学におけるサイバー大学院である熊本大学大学院社会文化科学研究科

教授システム学専攻では、まだ想定段階の見解として、当該専攻における学習コンテンツは、大学教員（著作者）の学習コンテンツ（著作物）の利用の許諾により対処することが予定されている。

上記の調査からいえることは、わが国においては、大学と大学教員および制作者との間の権利の相互の関係は、

- 1) クリエイティブ・コモンズの契約条項にならったもの
- 2) 学術論文の著作権契約にならったもの
- 3) 学術出版の出版契約にならったものに分類できよう。2)と3)は、学習コンテンツに対してともに **copyright transfer** として同じ内容をもとすが、わが国においては二分される。

なお、各ケースは、1)、2)、3)を明確に分けるものではなく、複合化されて用いられているといえる。たとえば、京都大学オープンコースウェアの学習コンテンツのネット公開にあつての著作権関連資料²⁰は、上記の 1)、2)、3)を複合化した関係を想定していよう。

なお、各ケースは、1)、2)、3)を明確に分けるものではなく、複合化されて用いられているといえる。たとえば、京都大学オープンコースウェアの学習コンテンツのネット公開にあつての著作権関連資料²⁰は、上記の 1)、2)、3)を複合化した関係を想定していよう。

わが国における権利の関係が大学および/または大学教員という表記は、その関係が著作権の譲渡、さらに著作権と著作隣接権との関係など、権利の関係の内容が一義的に特定しえない問題を内包する。したがって、権利の関係が大学および/または大学教員という表記には、著作権の譲渡および将来的な制度設計の観点も含めると自動公衆送信の著作隣接権への拡張からの関係から、三つの関係が想起できる。ここに、わが国における学習コンテンツの大学と大学教員との間の権利の関係は、あいまいさが残り、合理的な説明がなしえないこととなる。

¹⁸ <http://www.jocw.jp/>

¹⁹ <http://ocw.u-tokyo.ac.jp/legal-notice.html>

²⁰ [http://ocw.kyoto-](http://ocw.kyoto-u.ac.jp/jp/copyright/copyright_index.htm)

[u.ac.jp/jp/copyright/copyright_index.htm](http://ocw.kyoto-u.ac.jp/jp/copyright/copyright_index.htm)

3.2 中華人民共和国における学習コンテンツの権利の関係

中国開放式教育資源共有協会²¹は、CORE (China Open Resources for Education)において、MIT OCW の概要、PDF なども含め全体を中国語に翻訳している²²。また、中華人民共和国教育部高教育司は、国内の重点校に対して国家が質を評価して CORE のゲートを通して各大学の OCW 的コンテンツ (精品課程²³) へリンクさせる仕組みをもつ。この精品課程は、各大学が優れた教科コースを選定して校級精品課程を制作し、その制作されたものの中から省 (省級精品課程)、国 (国家精品課程) というように段階的に質が評価されて選別されネット公開される仕組みをもっている。ここで、MIT OCW プロジェクトが学習コンテンツの素材をネットワーク系電子出版物として出版 (publish) するものと位置づければ、精品課程は学習コンテンツをパッケージ系電子出版物とネットワーク系電子出版物の両形式で出版するものとみなせよう。

ここで、MIT OCW の中国語に翻訳された学習コンテンツは、大学教員と大学が両方権利をもち、また大学が隣接権者として権利を有する可能性もあるとされる。そして、大学教員が制作した精品課程に関しては大学教員に著作権 (人格権と財産権) があり、国家は精品課程をネット公開するにあたって利用権を有することになる。ここで、精品課程にいたるまでに大学等に限られた範囲でネット公開される学習コンテンツは、MIT OCW の中国語に翻訳された学習コンテンツと同じように、大学教員と大学の両者が権利を有するか、大学教員が著作権者で大学が隣接権者として権利を有す

るものとなることが推定される。この大学と大学教員との権利の関係は、中華人民共和国著作権法において合理的である。

3.3 大韓民国における学習コンテンツの権利の関係

Korea University OpenCourseWare²⁴は、理工系がやや多く、現在は小規模であり、その資料は多くが英語で記述されている。この学習コンテンツは、クリエイティブ・コモンズの契約条項に準拠しており、ここでとくに付記するものはない。

大韓民国では、17 校のサイバー大学が運営されている。このサイバー大学は、MIT OCW と同時期の 2001 年に開講されている。そのサイバー大学の中で、学校法人の二つの慶熙サイバー大学とサイバー外国語大学(CUFS)、コンソーシアム型の二つのオープンサイバー大学、韓国サイバー大学の学習コンテンツの権利の関係は、基本的に大学にある。ただし、学習コンテンツの権利の関係は、大学にあるといえる。ここで、韓国サイバー大学(KCU)は、学習コンテンツの権利の開発者である大学教員にもどすことを宣言している。どちらにしても、大韓民国の学習コンテンツの権利の関係は、大学教員と大学のどちらかに分けられる傾向にある²⁵。なお、学習コンテンツの制作者との関係は、開発会社が社内において学習コンテンツを利用する限りにおいて無料という関係にある。ここには、学習コンテンツに関して、著作権 (著作物) の利用権制度が想定でき、学習コンテンツの制作者との関係は産業財産権における通常実施権に相当するものといえよう。

大韓民国では、大学と大学教員との権利の関係は、わが国と異なり大学と大学教員

²¹ <http://www.core.org.cn/cn/>

²² <http://www.core.org.cn/OcwWeb/Global/all-courses.htm>

²³ <http://www.core.org.cn/cn/jpkc/index.html>

²⁴ <http://ocw.korea.edu/>

²⁵ 朴英元、兎玉晴男、尹吉秀、「韓国のサイバー大学の e-Learning の現状と産・学・官連携—コンテンツの国際協力の視点から—」、『2007 年度情報通信学会年報』、15～29 頁 (2008)。

とに二分される。このことから、大学と大学教員との明確な権利の関係を見いだせない面があるので、かえって大韓民国著作権法において合理的な説明は可能になっている。

上記の日本・中華人民共和国・大韓民国における学習コンテンツの権利の帰属の関係においては、大学と大学教員との権利の関係を明確にして、そのうえで学習コンテンツの創作および学習コンテンツの伝達（送信）・制作の権利の関係を見いだす必要がある。

4. 日本・中華人民共和国・大韓民国における著作権制度の権利の構造

わが国の著作者の権利は、著作者の人格的権利である著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）²⁶と著作者の経済的権利としての著作権（支分権の束）から構成される。したがって、後に考察するように、権利管理において、著作権（著作者の経済的権利）と著作者人格権（著作者の人格的権利）との相互の関係が明確化されなければならない。ここで、著作権の支分権は、たとえば著作物（学習コンテンツ）の波動的に移動していくか粒子的に伝播していくかのとらえ方（図1）、すなわち author's right アプローチおよび copyright アプローチの中間的な視座で解釈しえよう。

なお、わが国の著作権制度において、著作物を伝達する行為である著作隣接権の要件は、有形的媒体への固定と同じ意味を有

²⁶中華人民共和国著作権法では、公表権は、人格的権利の性質と経済的権利の性質の両方を有する特殊な権利として取り扱われている（知的財産研究所編、『中国知的財産保護の新展開』、135頁（雄松堂、2003））。また、同一性保持権は著作物の改変の善し悪しの判断が伴うが、中華人民共和国ではその両者に関して規定する（知的財産研究所編、『中国知的財産保護の新展開』、142～146頁（雄松堂、2003））。前者が改変権（中華人民共和国著作権法9条1項3）であり、後者が同一性保持権（同法9条1項4）になる。

している。したがって、著作物の伝達における中間的な視座とは、著作権制度の枠内では、粒子的な伝達と波動的な伝達の二重性で理解すべきものとなる（図2参照）。

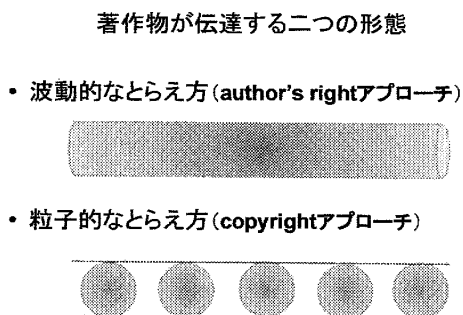


図1 著作物（複製物）の伝達の態様

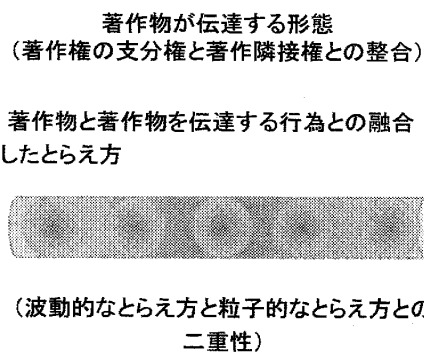


図2 著作物（複製物）と著作物を伝達する行為の連携した態様

日本、中華人民共和国、大韓民国の著作権制度を英訳されたもので理解するとき、今まで指摘してきた著作権と copyright の課題とともに、漢字表記された意味の差異についても相互の整合性をはかる必要がある。ここで、日本、中華人民共和国、大韓民国の著作権（経済的権利の支分権）の特色は、著作権の財産権の支分権に発行権を置いていることである²⁷。発行権は、わが

²⁷中華人民共和国著作権法10条1項6号。

国における複製権の一形態である出版権²⁸と類似の性質を有する権利といえる。なお、発行権は著作隣接権として図書出版者の権利²⁹との対応関係をもつ。しかし、出版権は、著作隣接権との関連を有しないが、制作者の権利の性質をもっていよう。この関係は、大韓民国著作権法も同様である³⁰。

著作権の保護に著作物の有形的な媒体 (tangible media) への固定 (fixation) を要件としない法理をとれば、著作物および著作物を伝達 (送信) する行為 (給付) とは、分離して保護対象になる。

したがって、学習コンテンツの流通・利用において、著作権の支分権としての出版権・公衆送信権と著作隣接権とは対応関係が想定される。ここで、少なくとも、学習コンテンツと情報システムとが一体化する e-Learning 環境において、出版と自動公衆送信は出版者の権利および自動公衆送信者の権利³¹との対応が想起しうる。このとき、版面権と出版者の権利から出版者に著作隣接権者の性質³²が犠牲されるならば、出版権にはさらに著作権の利用権制度をも有するものといえよう。ここで、わが国の出版権には、著作権の支分権の複製権の狭義の性質、制作者の権利の性質、利用権制度の性質という三様が犠牲しうる。

²⁸ 日本著作権法 79 条～88 条。

²⁹ 中華人民共和国著作権法 29 条～35 条。

³⁰ 大韓民国著作権法 54 条～60 条。

³¹ 自動公衆送信事業者の権利は、放送と通信の融合の課題であるネット放送が有線放送に含まれるか否かを問わず、明確にされるべき対象にある。また、自動公衆送信事業者の権利は、放送機関の保護に関する WIPO 条約案 2 条、3 条で検討されるウェブカスティングの保護の当動向と関連する。

³² 出版者の権利は、版面権との関連で久しく検討課題の状態のままにある (文化庁、『著作権審議会第 8 小委員会 (出版者の保護関係) 中間報告書』(1988 年 10 月)。文化庁、『著作権審議会第 8 小委員会 (出版者の保護関係) 報告書』(1990 年 6 月)。文化審議会著作権分科会、『文化審議会著作権分科会報告書』3 頁 (2004 年 1 月))。

5. 日本・中華人民共和国・大韓民国における権利管理の相互の関係

著作権法のとらえ方は、学習コンテンツの著作者の保護から見るのか、著作物 (複製物) として見るのかで異なる。それらが、author's right アプローチおよび copyright アプローチとよばれるものであり、著作物 (複製物) の伝達のとらえ方が異なり、人格的権利 (moral right) のとらえ方の差異 (図 3 参照) になる。

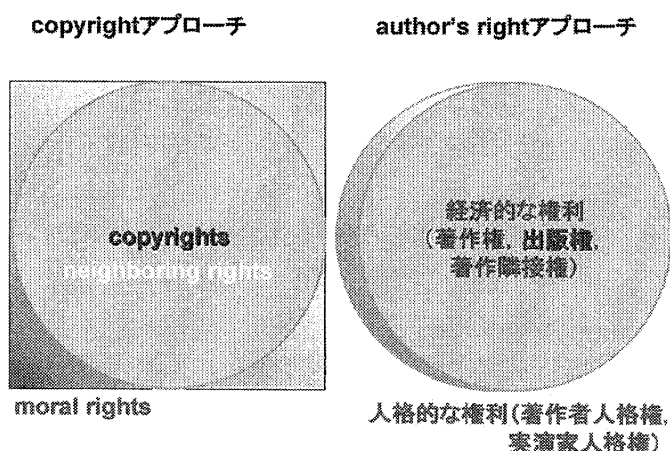


図 3 copyright アプローチと author's right アプローチにおける権利の相互関係

ここに、学習コンテンツの権利の関係においては、人格的権利が考慮されなければならない。そして、著作者の人格的権利と著作者の経済的権利との関係は、一元論をとるのか二元論をとるのかでそれらの緊密度が異なってくる。

author's right アプローチおよび copyright アプローチという大陸法系と英米法系における著作権 (copyright) の構図は、東アジアにおける日本・中華人民共和国・大韓民国の法制度に変形した著作権 (copyright) の構図として投影される。この関係は、author's right アプローチと copyright アプローチという法理の相互関

係を表している。

この日本・中華人民共和国・大韓民国の著作権制度における人格的権利と経済的権利との関係は、一方で国際的な著作権制度の関係³³に延長でき、他方でわが国の著作権に関わる法制度の構図³⁴に反射している。

また、学習コンテンツのネット公開の障害としての肖像権は人格的権利であり、学習コンテンツのネット公開を促進するための権利管理には人格的権利と経済的権利との相互関係を考慮しなければならない。学習コンテンツのネット公開は、著作権の保護と著作権の制限の中で、著作者人格権（人格的権利）と著作権（経済的権利）の相互の関係から、権利の関係の明確化が必要であろう。国際的な著作権制度は、著作権制度内に著作者の権利として人格的権利と経済的権利が内包され一元論と二元論との解釈を異にする関係と、著作権制度内に経済的権利を著作権制度外に人格的権利をおく相互の関係をもつ相互の関係から理解すべきである。

6. おわりに

本稿は、e-Learning 環境と著作権制度との関係から学習コンテンツのネット公開における権利の關係に着目する。ここで、日本・中華人民共和国・大韓民国の各国の著作権制度との合理性から検討するとき、大学と大学教員および制作者との相互の關係から、人格的権利と経済的権利との相互の關係に配慮する必要がある。なぜならば、それは、学習コンテンツが創造され、保護

³³日本と大韓民国の著作権制度は author's right アプローチといえるが、中華人民共和国の著作権制度は author's right アプローチと copyright アプローチとの両者を兼ね備えている。

³⁴著作権に関わる法制度の構図とは、パンデクテン体系のもと物権、債権の法理をとる著作権法、信託の法理による著作権等管理事業法、制作者保護の観点に立つコンテンツ促進法（コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律）の三つの關係になる。

され、活用される情報環境において、責任の所在が明確になるからである。

学習コンテンツのネット公表における大学と大学教員および制作者との相互の権利の關係は、中華人民共和国、大韓民国、わが国の順に各国の著作権制度で合理的な説明が困難になっている。ただし、e-Learning 環境においては、各国が閉じた著作権制度で学習コンテンツの創作・保護・活用が可能ではない。したがって、中華人民共和国著作権法で合理的な説明がなされたとしても、それが東アジアの各国間で有効とはいえない。

ところで、大学と大学教員および制作者との相互の關係から、学習コンテンツの権利の關係をとらえたとき、視聴覚著作物である映画の著作物のように学習コンテンツ全体の中で部分的な素材等との対応關係が各著作者等の間で特定されて権利の一元化がなされるか、法人としての大学等が著作者となるパターンが考慮されてもよい。

東アジアにおいては著作権法界にある二つの法理（わが国は author's right アプローチ、中華人民共和国は author's right アプローチと copyright アプローチの折衷、大韓民国は author's right アプローチ）が漢字表記に関しては三様になる。ここで、東アジアにおける e-Learning 環境と著作権制度の調和は、学習コンテンツの大学と大学教員および制作者との間の権利の歸屬の關係に関して合理的な説明が困難なわが国の状況に対して、著作権の譲渡と著作権（著作物）の利用権との法改正を含む制度設計に求められよう。

謝辞

本研究は、大川情報通信基金研究助成「東アジアにおける e-Learning と著作権に関する比較法研究」（2006年9月～2007年8月、研究代表者：児玉晴男）による。